



J I S 改正に伴うレディーミクストコンクリートの使用に係る取扱いについて（通知）

技術基準の種類: 技術管理
通知日: 平成11年9月24日

管 第 414 号
平成11年9月24日

部 内 各 課 (室) 長
各 土 木 事 務 所 長
鳥 取 港 湾 事 務 所 長
姫 路 鳥 取 線 用 地 事 務 所 長

} 様

土 木 部 長

J I S 改正に伴うレディーミクストコンクリートの使用に係る取扱いについて（通知）

J I S 改正に伴うレディーミクストコンクリートの取扱いについては、平成11年9月17日付管第368号で通知したところです。

J I S 改正に伴い、平成11年10月1日以降、呼び強度16のレディーミクストコンクリートは J I S 規格外品となるが、上記通知により、9月30日までに起工決裁となったもので、平成11年10月1日から平成12年3月31日までの間に呼び強度16を使用する場合は、現在までの実績等を勘案し、J I S 規格品に準じて、鳥取県土木工事共通仕様書 5 - 3 - 2 の 2 の規定によるものとし、かつ使用に当たっては監督員の承諾を必要とすることとしたので、貴所属職員に周知してください。